

特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド

運営委員会設置規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド（以下「本法人」という。）の事業を円滑かつ効果的に推進するため、運営委員会を置くことについて必要な事項を定める。

(構成及び機能)

第2条 運営委員会は、本法人の活動に賛同し、継続して協力する意志を有する運営委員及び運営ボランティア（以下「運営委員等」という。）、役員及び事務局職員により構成する。
2 運営委員会は、本法人の活動を円滑かつ効果的に推進するための調整及び提案を行う。

第2章 運営委員

(運営委員等の役割)

第3条 運営委員等は自己の可能な範囲で次の業務に当たる。

- (1) 本法人が行うイベントの準備、設営、運営への協力
- (2) 運営委員会への出席
- (3) ハンズの発送等の事務補助
- (4) その他本法人の目的達成に資する取組みへの協力

(運営委員の委嘱及び任期等)

第4条 運営委員は理事長が委嘱する。この場合において、会員資格は要件としない。

- 2 運営委員の委嘱期間は2年とする。ただし、再委嘱を妨げない。
- 3 運営委員が辞任を申し出た場合は、理事長が任を解く。

(運営委員長及び副運営委員長)

第5条 運営委員のうち1名を運営委員長、1名を副運営委員長とする。

- 2 運営委員長及び副運営委員長の選任は、運営委員の互選による。
- 3 副運営委員長は、運営委員長が不在のとき、その職務を代行する。

(運営委員等の報酬)

第6条 運営委員等は、無給とする。

2 運営委員等には、その活動に要した費用を弁償することができる。

第3章 運営委員会

(運営委員会の開催)

第7条 運営委員会は、年6回以上必要なときに開催する。

(運営委員会の招集)

第8条 運営委員会は、運営委員長が招集する。

(運営委員会の議長)

第9条 運営委員会の議長は、運営委員長がこれに当たる。

2 運営委員長不在のときの議長は、副運営委員長とし、両者とも不在のときは、出席役員がこれに当たる。

(運営委員会の議事録)

第10条 運営委員会の議長は、運営委員会の議事について議事録を作成し、これを保存しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した役員（役員が議長に当たるときは出席した運営委員）のうちその会議において選任された者1名が署名又は記名押印する。

第4章 雑則

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和2年8月1日から施行する。 （令和2年7月29日理事会決議）